

土壤汚染対策法の概要

令和元年 7 月
尼崎市 経済環境局 環境部 環境保全課

土壤汚染対策法のしくみ

土壤汚染対策法（以下「法」という。）では、土壤汚染を把握するために、一定の機会を捉えて、土地の所有者等が土壤の調査を実施すること、調査の結果、土壤汚染が判明した土地は、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定され、健康被害が生じない形で管理していくしくみが定められています。

(1) 法の目的

法は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する目的で定められています。

(2) 調査の契機

土壤汚染対策法では、次の場合に土地の所有者等※が土壤汚染状況調査を実施し、尼崎市長に対して、その結果を報告することを義務付けています。なお、調査の実施にあたり、土地の所有者等は指定調査機関に調査の実務を委託する必要があります。

- ① 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条第1項）
- ② 有害物質使用特定施設の使用の廃止後、尼崎市長の確認（法第3条第1項ただし書きの確認）を受け、調査義務が一時的に免除されている土地において900m²以上の土地の形質の変更を行う場合（法第3条第7項・第8項）
- ③ 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地又は有害物質使用特定施設の使用の廃止後、土壤汚染状況調査の結果を未報告で法第3条第1項ただし書の確認もされていない土地において、900m²以上の土地の形質の変更を行う場合（法第4条）
- ④ 3,000m²以上の土地の形質の変更で、土壤汚染のおそれがあると尼崎市長が認めるとき（法第4条）
- ⑤ 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると尼崎市長が認めるとき（法第5条）

上記①～⑤までの義務による調査のほか、自主的に調査した結果、土壤汚染が判明した場合、次の(3)の区域の指定を申請することができます。（法第14条）

※「土地の所有者等」とは、土地の所有者、管理者又は占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものであり、通常は土地の所有者が該当します。

(3) 区域の指定

土壤汚染状況調査の結果、環境省令に規定する基準（別表のとおり）に適合していなかった場合、当該土地は要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されます。人の健康に係る被害が生じるおそれがある場合は要措置区域（法第6条）に、人の健康に係る被害が生じるおそれがない場合は形質変更時要届出区域（法第11条）に指定されます。要措置区域及び形質変更時要届出区域の情報は台帳に掲載され閲覧に供されるとともに、インターネットなどにも掲載されます。

要措置区域では、汚染原因者（不明等の場合は土地所有者等）に対して封じ込めなどの汚染の除去等の措置が指示されることになります。（法第7条）

形質変更時要届出区域では健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置は必要ありませんが、土地の形質の変更をしようとする場合は着手の14日前までに届け出る必要があり、汚染の拡散等が発生しないよう、基準に適合する方法で施工する必要があります。（法第12条）

(4) 汚染土壌の搬出、運搬、処理の規制について

要措置区域や形質変更時要届出区域から汚染土壌を搬出する場合には、着手の14日前までに届け出る必要があります。(法第16条) また、汚染土壌の運搬の際には、運搬基準の遵守義務と管理票の交付・保存義務があります。(法第20条)

さらに汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、原則としてその汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託する必要があります。

別表 指定基準

特定有害物質の種類		<地下水の摂取などによるリスク> 土壌溶出量基準 (mg/L)	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準 (mg/kg)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下	
	四塩化炭素	0.002 以下	
	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下	
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下	
	ジクロロメタン	0.02 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	
	トリクロロエチレン	0.03 以下	
	ベンゼン	0.01 以下	
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
	シアノ化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアノ)
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下 かつ、アルキル水銀が検出されな いこと	15 以下
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	ふつ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下
	シマジン	0.003 以下	
第三種特定有害物質	チオベンカルブ	0.02 以下	
	チウラム	0.006 以下	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
	有機りん化合物	検出されないこと	

問い合わせ先

尼崎市 経済環境局 環境部 環境保全課 水質・土壌担当

〒660-8501尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話：06-6489-6305 FAX：06-6489-6300

E-mail：ama-kogai@city.amagasaki.hyogo.jp

土壤汚染対策法の流れ

